

おらほの

納

税

教室

介護保険の要介護認定を受けていて、一定の基準に該当する人は、
所得税・住民税申告で控除を受けられる場合があります。

●障害者手帳は持っていないけれど、申告で控除を受けられるの？

障害者手帳を持っていない人でも、寝たきり状態や重度の認知症で日常生活に支障があり要介護認定を受けている人は、申請により障害者控除対象者認定を受けられる場合があります。認定された場合には、町が発行する「障害者控除対象者認定書」によって控除を受けることができます。

※障害者手帳をお持ちの人は、申請の必要はありません。

●介護用のおむつ代は医療費控除の対象になるの？

おむつ代に係る医療費控除を受ける場合、医師が発行する「おむつ使用証明書」(有料)の添付が必要ですが、要介護認定を受けている人で、前年度以前に医師が発行した「おむつ使用証明書」によっておむつ代の医療費控除を受けたことがあり、町が保有する要介護認定に当たって主治医が作成した書類に所定の記載がある人は、申請により町が発行する「おむつ使用証明書」(無料)で医療費控除を受けることができます。

※制度の対象になるかどうかの確認や申請については、個人情報保護の観点から窓口での対応となります。詳しくはお問い合わせください。

☎ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎46-3041

事業主の皆さまへ ～給与支払報告書の提出について～

令和6年分の給与支払報告書の提出は、**1月20日(月)まで**にお願いします。事務処理の都合上、提出期限を早めていますので、早期の提出にご協力ください。

給与支払報告書は、給与支払者(法人・個人事業主など)が、全ての従業員など(パート、アルバイト、法人役員、青色事業専従者、年途中退職者などを含む)に対して前年中に支払った給与額などを市町村に提出することが法令により義務付けられています。また、給与支払報告書は個人住民税の課税の根拠となる重要な書類ですので、給与支払額の多少にかかわらず、全てについて正しく記入の上、必ずご提出ください。

なお、町では個人住民税の特別徴収の徹底に向け取り組んでいます。事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。給与支払報告書の総括表に「特別徴収」または「普通徴収」の記載がない場合は、原則、「特別徴収」として処理されますので、あらかじめご了承ください。

確定申告書などを提出する際は、“毎回”マイナンバーの記載と本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です

- ★マイナンバーカードを持っている人は、マイナンバーカードだけで番号確認と身元確認ができます。
- ★マイナンバーカードを持っていない人は、以下の書類をお持ちください。

番号確認書類	身元確認書類
●通知カード ※1 ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り) ●パスポート ●身体障害者手帳	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ※2 ●身体障害者手帳



※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 被保険者証の写しを添付する場合、写しの保険者番号および被保険者記号・番号部分にマスキング処理(番号などが復元できない程度に黒マジックペンなどで塗りつぶすこと)をしてください。

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372

給与収入・年金収入のみの人を対象にした【完全予約制】申告相談受付について

★感染症対策として、密集・密接・密閉を防ぐために、世帯の収入が給与・年金のみの人を対象にした完全予約制の申告相談受付を開催します。待ち時間が短縮されますので、対象の人はぜひご利用ください。

受付場所	受付日	受付時間	予約期間
<志津川会場> 南三陸町スポーツ 交流村総合体育館 (仙台89ERSベイサイドアリーナ)	1月30日(木)、31日(金)、 2月3日(月)、5日(水)、 6日(木)	午前の部 午前9時～11時	1月23日(木)～2月5日(水) 午前9時～午後5時 ※土日を除く
<歌津会場> 歌津総合支所	3月3日(月)、4日(火)、 5日(水)	午後の部 午後2時～4時	2月20日(木)～3月4日(火) 午前9時～午後5時 ※土日祝日を除く

※予約方法：町民税務課窓口または電話での予約 ☎46-1372

※密集・密接・密閉を防ぐために、1日の受付人数を最大50人とした、先着順の完全予約制となっています。受付人数が定員に達し次第、予約受付を終了しますのであらかじめご了承ください。

※予約をしていない人が当日来場されても、申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。

気仙沼税務署からのお知らせ

★税務署「申告書作成会場」の開設期間について

令和6年分所得税などの申告書作成会場を次のとおり開設します。

- 開設場所 気仙沼税務署
- 開設期間 2月17日(月)～3月17日(月) <土・日・祝日を除く>
- 開設時間 午前9時～午後5時
- 受付時間 午前9時～午後4時

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は、会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。配付方法の詳細は、別途国税庁ホームページなどによりお知らせします。「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがありますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

申告作成会場では、原則、来署者のスマートフォンによりマイナンバーカードを読み込み、申告書を作成していただきます。マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書(数字4ケタ)・署名用電子証明書(英数字6～16文字)のパスワードを確認の上、マイナンバーカードおよびスマートフォンをご持参ください。また、必ず収支内訳書(一般用、農業所得用、不動産所得用)、医療費控除の明細書を作成の上、お越しく下さい。

※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

★ご自宅での申告書などの作成・提出にご協力ください

申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場者数を制限しますので、ご自身のスマートフォンやパソコンから2次元コードを読み込み、ご自宅からe-Taxで提出をお願いします。

なお、申告書などを書面により提出する場合は、仙台国税局業務センター(気仙沼税務署)へ送付してください。

【送付先】〒980-8406 仙台市青葉区上杉1丁目1番1号 仙台北税務署内 仙台国税局業務センター(気仙沼税務署)

★国税についての一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください

確定申告関係をはじめとした国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」でお答えします。電話相談センター専用ダイヤル☎0570-00-5901(全国一律の電話番号)をご利用ください。

☎ 気仙沼税務署 ☎22-6780

中学生の「税についての作文」について

11月13日、南三陸町立志津川中学校で中学生の「税についての作文」の各賞受賞者に対し橋本税務署長から表彰の授与が行われました。



受賞者：写真左から山内心結さん(3年)(気仙沼税務署管内青色申告会 会長賞)、高橋夢葉さん(3年)(気仙沼税務署長賞)、工藤光奈乃さん(3年)(東北地区納税貯蓄組合連合会 会長賞)

* 今月の税・保険料 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

町県民税……………第4期
国民健康保険税……………第8期
介護保険料……………第7期
後期高齢者医療保険料…第7期

納付期限
1月31日(金)

口座振替日
1月27日(月)

☎ 町民税務課 税務係 ☎46-1372